

対象年度		令和 7年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート											
事務事業名		予防接種事業						予算事業名		予防接種事務経費					
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	予防接種法（昭和23年法律第68号）					
				04	01	02	05	経常経費							
総合計画体系		みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう						事業の区分		主要事業					
		健康長寿で安心できる暮らしづくり													
		保健予防活動の充実						担当課係等		健康増進課 管理係					
事業期間		継続（昭和60年度～ 年度）													
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生向上に寄与するとともに市民の健康的な生活を確保する。 予防接種法に基づく子ども及び高齢者等に対して、予防接種の勧奨を行うとともに、各医療機関で個別接種できるよう体制整備を確保する								感染の恐れにある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害への迅速な救済を図るために開始された。							
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】							
・対象者へ個別接種の勧奨を行う。 定期接種：ロタウイルス、B型肝炎、小児用肺炎球菌、Hib、五種混合（四種混合）、BCG、麻しん風しん〔第5期（S37.4.2-S54.4.1生・令和6年度終了）〕、水痘、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス感染症、成人肺炎球菌（65歳）、季節性インフルエンザ（65歳以上）、新型コロナウイルス感染症（65歳以上） 任意接種：季節性インフルエンザ（高校生以下）、成人帯状疱疹（50歳以上） ・予防接種の償還払いを行う。 骨髄移植等による免疫喪失者の再接種、妊娠を希望する女性等 ・業務内容：医療機関に委託 ・積極的勧奨を実施 子どもの予防接種：生後1か月の乳幼児保護者に予防接種予診票綴								予防接種法に基づく年齢の市民							
【令和7年度 事業内容】								【令和8年度 事業内容】				【令和9年度 事業内容】			
・各医療機関と業務委託し、個別接種を行う。定期接種14種類、任意接種2種類 ・骨髄移植等による免疫喪失者の再接種 ・妊娠を希望する女性及びパートナーに対し、風しん対策事業を実施								・各医療機関と業務委託し、個別接種を行う。定期接種14種類、任意接種2種類 ・骨髄移植等による免疫喪失者の再接種 ・妊娠を希望する女性及びパートナーに対し、風しん対策事業を実施				・各医療機関と業務委託し、個別接種を行う。定期接種14種類、任意接種2種類 ・骨髄移植等による免疫喪失者の再接種 ・妊娠を希望する女性及びパートナーに対し、風しん対策事業を実施			
■事業費															
				R05年度		R06年度									
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	1,035		1,021							
	県		支	出	金	0		0							
	地		方		債	0		0							
	そ		の		他	0		52,290							
	一		般	財	源	106,688		144,979							
歳入計（千円）				107,723		198,290									
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）					金額（千円）		金額（千円）							
	01	報酬				0		9							
	08	旅費				3		4							
	10	需用費				2,014		2,528							
	11	役務費				653		632							
	12	委託料				104,938		194,288							
	19	扶助費				115		829							
歳出計（千円）（A）				107,723		198,290									
伸び率（％）						84.07									
備考	予算書107ページ 総合計画50ページ														

令和 5年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R05年度	R06年度	R07年度
活動 指標	個別予防接種市内医療機関数（小児）	カ所	目標	24.00	24.00	24.00
	定期接種を実施した市内予防接種医療機関数		実績	24.00	0.00	0.00
	個別予防接種広域医療機関数（小児）	カ所	目標	30.00	30.00	30.00
	定期接種を実施した茨城県内予防接種医療機関数（市内除く）		実績	19.00	0.00	0.00
成果 指標	A 類疾病（B型肝炎、ヒブ、肺炎球菌、BCG等※子宮頸がん除く）	%	目標	93.00	95.00	95.00
	予防接種率		実績	88.25	0.00	0.00
	B 類疾病（65歳以上高齢者インフルエンザ、肺炎球菌）	%	目標	70.00	70.00	70.00
	予防接種率		実績	48.50	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	ワクチンを接種することにより、あらかじめウイルスや細菌(病原体)に対する免疫(抵抗力)を作り出し、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、市民の健康保持を確保するために必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	予防接種法に基づき、定期接種は自治体が行うこととされており、予防接種による健康被害救済手続きを行わなければならないため妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	予防接種法第5条第1項の規定により予防接種を実施する。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	対象者及び保護者に対し接種勧奨を行うが、直接的に接種率に結びつかないため、どちらも言えないが、ホームページ等を利用して周知を図っていく必要がある。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市民を対象とした事業である。
有効性	成果向上の余地	B どちらも言えない	予防接種法の改正等に逐次対応し、接種体制における必要な措置を講じていかなければならない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	市民全体及び対象者に対して周知を徹底し、接種率の向上に努める。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
予防接種法の改正に対応し、予防接種を確実に実施する。市民に対して、予防接種等の安全性や有効性に関する情報の提供を的確に行う必要がある、予防接種率を向上させるためには、予防接種の重要性・必要性を周知していかなければならない。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
感染症の流行や副作用等に対する世論や改正法など、予防接種を取り巻く環境は年々変化しているため、市医師会をはじめ協力医療機関と情報を密にし、市民へ広報やSNS等を活用して周知を図る。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 予防接種法に基づく定期接種について、接種を希望する対象者に正確な情報を提供し、適切な時期に安全に接種できる体制を確保する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり	